

---

# 町民公益活動促進のためのイメージプラン



# 愛川町

---



---

# 目 次

## 《イメージプラン》

1	人材育成	3
2	財政的支援	5
3	環境の整備	10
4	情報の提供	11
5	協働事業	11
6	登録制度	12
7	(仮称)町民公益活動促進委員会の設置	13
8	職員への周知	14

## 《おわりに》

## 《参考条文（愛川町自治基本条例抜粋）》

### 実施スケジュール（案）

支援項目	内容	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度以降
1. 人材育成	① 愛づくりスクール	→				
	② 講演会などの実施	→				
2. 財政的支援	① 町民アイデアまちづくり事業	→				
	② 財政的支援の検討				→	
3. 環境の整備	① 活動拠点の内容検討				→	
4. 情報提供	① 情報窓口の整備検討				→	
	② ホームページ整備検討				→	
5. 協働事業	① 個人ボランティア登録制度の検討			→		
	② テーマ型協働事業の検討			→		
	③ 提案型協働事業の検討				→	
6. 登録制度	① 登録制度の検討				→	
7. 委員会の設置	① (仮称)町民公益活動促進委員会の設置		→			
※色枠は、検討期間を意味します。矢印は、実施期間を意味します。						

## 1 人材育成

「基本的な考え方」では、公益活動団体の構成メンバー、公益活動団体をまとめるリーダー、中間支援としてのコーディネーターなどの人材育成や能力開発の機会の必要性を掲げています。

そこで、町では、公益活動に関心のある人材が一堂に会し、お互いの意識を高め合う機会や新たな人材を発掘する機会として、次のような人材育成に係る支援を実施します。

### (1) 愛づくりスクール

#### ① 趣 旨

町民皆さんが主役のまちづくりを進めるため、町民皆さんの自主的・自立的な社会貢献活動である公益活動を行うために必要な知識を学び、活動の実践に役立てることを目的に、人材育成の学校として「愛づくりスクール」を開校します。

#### ② コンセプト

人と人との「<sup>あい</sup>出会い」を通じ、「<sup>あい</sup>助け合い」の心を育み、皆さんの「<sup>あい</sup>アイディア」で、「<sup>あい</sup>愛着」のあるまちづくりへ

#### ③ 概 要

豊かで誰もが安心して暮らせるまちにするために、今、なにが必要か、どう行動すればいいのか。ワークショップやタウンウォッチングなどを通じて、受講生が、自ら考え、体験することにより、公益活動に必要な知識を学びます。

そして、入学から卒業までの間において個人のスキルアップを図り、将来の公益活動のリーダーとなりうる人材を育成します。

#### ④ 講義内容

- 開校時期：平成17年度
- 講義回数：年間6回程度
- ワorkshop：テーマを設定し、受講生一人ひとりの考えを出し合い、組立てから合意形成を図りながら、地域課題を解決するための活動方法や将来のまちづくりの方向性を見出します。
- タウンウォッチング：実際に外に出て、地域の現状や課題を発見します。
- 修了証：6回のうち4回以上履修した人に授与します。

## （２）講演会等の実施

講演会では、町民皆さんの公益活動に関する認識を図り、新たな人材育成や個人の能力開発を図るほか、町民皆さん（愛づくりスクール受講生など）が中心となって、自ら企画・運営することで、町民ニーズに即した講演会を実施し、さらには、運営スタッフとして講演会の構成について学びます。

## 2 財政的支援

「基本的な考え方」では、公益活動の活動資金は、会費や活動収入など自己資金で行うことが前提としていますが、一方で、公益活動団体にとって、補助金は重要な資金源であることから、財政的支援の必要性について掲げています。

そこで、町では、公益活動を促進するため、活動の目的や公益性、事業計画、効果などを総合的に審査し、予算の範囲内で財政的支援を行います。

### (1) 町民アイデアまちづくり事業

#### ① 趣 旨

「町民アイデアまちづくり事業」は、生き生きとした魅力のあるまちづくりにつながる事業や、地域のためになる活動アイデアを町民皆さんが提案、さらに自主的・主体的に実施・展開していただき、それに対し町が資金を援助する事業です。

#### ② 応募資格

町内に在住・在勤・在学する個人、グループまたは団体

#### ③ 事業期間

この制度は平成15年4月1日からスタートし、平成20年3月31日までの5年間を事業期間とします。

#### ④ 活動主体

原則として、町民皆さんが、自主的・主体的に行うものです。ただし、町が行うにふさわしい活動については、町が主体で実施します。

#### ⑤ 補助対象活動

補助対象活動は、公共性の高い活動とし、例えば、次のようなものです。

(例)

- 環境・美化・・・花いっぱい運動、河川清掃など
- 基盤整備・・・景観形成、情報化事業など
- 産業振興・・・イベント、特産品づくりなど
- 保健・福祉・・・健康づくり支援、子育て支援など
- 教育・文化・・・スポーツ教室、伝統文化の継承など

ただし、宗教的活動、政党的活動及び政治的活動は除きます。

**⑥ 補助金予算額**

補助金の予算額は、5年間で1億円（1年間で2千万円）を予定しています。

**⑦ 補助金の限度額**

1つの団体などへ交付できる補助金額は、1年間で200万円を限度とします。

**⑧ 補助対象費**

補助対象経費は、活動に必要な経費とし、例えば次のようなものです。

(例)

- 材料費、広告宣伝費、消耗品費など
- 印刷費、郵送代、通信費など
- 使用料、賃借料など
- 講師謝金など

**⑨ 採択の決定**

住民活動に詳しい専門家の方や一般公募の町民の方などで構成する町民アイデアまちづくり事業審査会において、公平で厳正な審査を行い、採否と補助金額を決定します。また、採択されたアイデアの提案者には、ほう賞金などが贈られます。

**⑩ 実績報告**

事業の実績については、活動の成果をまとめた報告書（実施結果の写真や成果品、領収書などの添付）を提出するとともに、活動者が一堂に会する実績報告会を開催し、各活動の報告を行うことで、活動者の交流と事業の透明性を確保します。



## (2) 財政的支援の検討

### ① 趣旨

財政的支援については、公益活動を促進するため、「自主性・自立性」、「公平性・公正性」、「公開性・透明性」の3原則を基本とした制度を確立します。

なお、町民アイデアまちづくり事業が、平成19年度で終了することから、引き続き公益活動を支援するための財政的支援制度を、平成20年度までに確立します。

### ② コンセプト

町民アイデアまちづくり事業をベースに、同事業により培われた経験を生かし、より公益活動支援の性質を強めた制度とします。また、制度の確立にあたっては、できる限り町民皆さんとの意見交換を行います。

### ③ 新制度のイメージ

以下に、現在町でイメージしている新制度の案を示します。

#### ③-1 対象

一過性、イベント的な活動に補助するのではなく、継続的で、公共的な活動に対して、積極的に財政的支援を行います。また、財政的支援の対象となる団体は、登録団体であることを基本とします。

#### ③-2 募集方法

公平性・公正性の原則、公開性・透明性の原則から財政的支援にあたっては、募集期間や方法などを定めた公募方式を原則とします。

#### ③-3 対象経費

財政的支援の対象となる経費は、単なる運営費補助では公益活動団体の自立を損なう恐れがあるため、年間の事業計画に即した活動に対する補助を基本とし、次のような経費が対象となります。

なお、人件費や運営費については、公益活動団体の自立のため原則として対象外としますが、活動拠点の提供や備品の貸与などを図ることで、公益活動団体の運営に関する経費負担の軽減を図ります。

(例)

- セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどの催しに要する経費
- 広報に要する費用
- 調査及び研究に要する費用
- その他

### ③-4 財政的支援の種類

財政的支援の種類については、次のようなものが想定されます。

(例)

- テーマ型補助 : 年度ごとに定めるテーマに対する補助
- はじめの一步補助 : 実績がないが、新たに活動を始めたい団体に対する補助
- ステップアップ補助 : 活動実績のある団体が、従前の活動をさらに充実・発展させることに対する補助
- 提案型協働事業補助 : これまで、町が実施してきた事業について、公益活動団体から企画提案を求め、協働できる事業を見出すことで、従来の町による実施手法よりもサービス量の拡充やサービスの質の向上を図るもの。

### ③-5 財政的支援の期間

財政的支援の期間については、単年度収支の観点から、原則として1年とし、年度ごとに活動実績の評価をするものですが、公益活動団体を育成していく観点からは、適正な活動がされている団体については、継続的な財政的支援が必要です。

一方では、補助金の既得権化を防ぐために、活動の内容が補助に適しているかを常に把握するシステムが必要となります。

### ③-6 財政的支援の交付申請

財政的支援を受けようとする団体は、補助金の適切な交付のため、次の書類を町長に提出します。

(例)

- 補助申請書
- 活動計画書
- 収支予算書
- その他必要な書類

### ③－ 7 財政的支援の交付決定

町は、財政的支援に係る交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、予算の範囲内において、財政的支援に係る交付決定を行います。また、審査については、透明性と公正性を確保するため、審査機関を設置し、原則として公開で行います。

### ③－ 8 活動実績報告

補助を受けた団体は、補助金の適切な執行を確認するため、活動終了後又は年度終了後、速やかに次の書類を町に提出します。また、活動者が一堂に会する実績報告会を開催し、各活動の報告を行うことで、活動者の交流と事業の透明性の確保を図ります。

(例)

- 実績報告書
- 活動の実績を示す書類（収支決算書を含む。）、冊子、写真など
- その他必要な書類

### ③－ 9 財政的支援の公表

町は、事業の公正性・透明性を確保するため、補助金を交付した団体の名称、財政的支援の額、活動の内容など財政的支援に係る手続の書類を公表します。

### 3 環境の整備

「基本的な考え方」では、公益活動の活性化のためには、各団体間の交流をする場、公益活動団体が相談をする場など団体を支援する総合的な拠点の必要性を掲げています。

そこで、町では、こうした活動拠点の整備について検討します。

#### (1) 備品の整備

利用者が活動しやすい拠点施設とするためには、次のような備品を配備するよう検討します。

(例)

- 情報掲示板：活動に役立つ情報や資料、関連図書など自由に閲覧できるもの。
- 作業コーナー：コピー機、印刷機などの各種事務用品を配置するもの。
- ロッカー・レターケース：活動に必要な物品の保管や団体間の情報交換・連絡などに利用するもの。
- パソコンコーナー：インターネットを使っての情報検索やチラシの作成などに利用するもの。
- 打合せスペース：活動者の打合せや団体間の交流の場として活用するもの。

#### (2) 活動拠点施設の業務

活動拠点施設では、次のような業務を行うよう検討します。

(例)

- 「登録制度」：登録、登録の抹消などに関する事務
- 「財政的支援制度」：財政的支援の運営に関する事務
- 「情報提供」：公益活動に関する情報収集・提供などに関する事務
- 「人材育成」：公益活動団体への研修や交流などに関する事務

#### (3) 運営形態

運営形態としては、次のようなものが挙げられ、本町にあった形態を検討します。

- 公設公営：財政・施設面では安定していますが、利用制約などが課題です。
- 民設民営：利用制約は柔軟ではありますが、財政面の負担が大きく、サポート機能を維持することが課題です。
- 公設民営：財政・施設面では安定しており、利用制約も柔軟ですが、公益活動そのものが少ない段階では、強力な支援体制（コーディネーター機能）が必要であるため、その点が課題です。

## 4 情報の提供

「基本的な考え方」では、公益活動の促進及び町との協働のためには、情報をより効果的に提供することが必要としています。

そこで、町では、次のような情報発信体制の整備を行います。

### (1) 情報窓口の整備

情報窓口では、次のような情報を提供します。

(例)

- 登録団体の活動紹介
- イベントなどの開催のお知らせ
- 公益活動の相談
- 情報掲示板の設置

### (2) ホームページの整備

ホームページでは、次のような情報を提供します。

(例)

- 登録団体の活動紹介
- イベントなどの開催のお知らせ
- 公益活動の相談
- 各種支援に関する情報

## 5 協働事業

「基本的な考え方」では、町と公益活動団体との協働を実現するためには、これまで町のみが行ってきたサービスのうち、町以外でもサービス提供できるものについて、公益活動団体の積極的な参入を推進する必要があるとしています。

そこで、町では、公益活動団体の柔軟性、迅速性、専門性などの特性が発揮されるよう様々な形態や分野において、公益活動団体との協働を検討します。

### (1) 個人ボランティア登録制度

現在行っている愛川高校とのボランティア協定と同様に、町の事業に参加する個人のボランティアを集い、事務の一部を担うことで、町との協働のまちづくりを体験的に実践します。また、募集に際しては、各課でボランティアをしてほしい事業をリスト化し、ホームページや情報コーナーなどで広く周知を図ります。

### (2) テーマ型協働事業（町提案）

町が、公益活動団体と協働したいテーマについて、システム提示をし、そのテーマについて協働できる団体を募集するもので、例えば、次のような制度です。

## 『アダプト制度』

### ① アダプト制度の内容

希望する公共スペースの一定区画の(a)美化活動(空き缶、吸殻、散乱ごみなどの回収)、(b)除草、(c)花壇作り、(d)情報の提供(道路や公共施設の破損などの連絡)を里親としてボランティア管理するものです。参加団体は、グループ、団体のほか、個人や企業も参加できます。

### ② 活動場所

町の公共スペースで、希望する場所や区域を申し出ていただき、町と協議の上、決定します。(a)公園(都市公園、市民の森など)(b)道路(町内の町道、河川敷など)(c)その他の町の公共スペース(町の公共施設の植え込み、庭、花壇など)

### ③ 町の支援内容

美化用具(ほうき、ちりとりなど)やごみ袋などを提供するほか、剪定ばさみなどの備品を貸与します。

また、活動中の事故に対応するため、損害賠償保険(ふれあい保険)に加入します。このほか、希望する団体には、活動を示すサイン(里親名表示の看板)を設置します。

### (3) 提案型協働事業(公益活動団体提案)

公益活動団体から企画提案を求め、協働できる事業を見出すことで、従来の町による実施手法よりもサービス量の拡充やサービスの質の向上を図ります。

### (4) 町業務の委託

指定管理者制度による公の施設の管理・運営や各種事業の公益活動団体への委託などを検討します。

## 6 登録制度

「基本的な考え方」では、公益活動団体への支援にあたっては、団体の活動把握や情報共有、団体自身の透明性を確保することが必要としています。

そこで、町では、公益活動団体への支援をするための判断基準として、登録制度を確立します。

## （１）登録要件

登録要件は、社会的認知や信用の観点から、支援にあたっての判断材料となるため、次のようなものが挙げられます。

なお、町の財政的支援や協働事業の選定については、登録団体であることを基本とします。

（例）

- 団体として実体を有していること。
- 団体の活動に継続性があること。
- 団体の主たる活動区域が愛川町内であること。
- 会計簿を備え、その適正な処理が行われていること。
- その他必要な登録基準を満たす団体であること。

## （２）登録の手続き

登録事項は、次のようなものが挙げられます。これらは、公益活動団体の概要を明らかにするとともに、団体の活動を周知するため、公開とします。

（例）

- 団体の名称及び主たる事務所・連絡先
- 代表者の氏名・住所
- 規約又は会則
- 会員名及び会員資格
- 活動目的及び活動内容（年間活動計画・前年度事業報告・過去の活動実績など）
- 会計事項（予算・前年度決算・主要財源など）

## 7 （仮称）町民公益活動促進委員会の設置

委員会は、町民皆さんの自主的・自立的な公益活動を促進するため、住民活動の専門家や町民皆さんを構成メンバーとし、財政的支援や環境の整備などに関する重要事項について、調査、検討、審査するなど、町の過度の干渉から公益活動団体の自由や自立を守り、あわせて公益活動の公正性の確保を図ります。

委員会の役割は、次のようなものが挙げられます。

（例）

- 財政的支援に関すること。
- 環境の整備に関すること。
- 登録制度に関すること。
- その他公益活動の促進に関すること。

## 8 職員への周知

町民皆さんの公益活動を促進し、町との真の協働を確立するためには、町民皆さんの意識啓発や活動の促進だけでなく、もう一方の担い手となる町職員の意識改革が必要です。そのため、職員への意識啓発や研修などを実施し、積極的に協働事業を推進するとともに、各課との連携を図りながら、「イメージプラン」に掲げる事業を計画的かつ継続的に促進します。

### 《おわりに》

「イメージプラン」については、今後、町として実施すべき支援項目をイメージ化するため、提示したものであり、具体的な内容については町民参加のワークショップなどにより検討します。



《参考条文（愛川町自治基本条例抜粋）》

第5章 町民公益活動

（町民等及び町民公益活動団体との協働）

第24条 町は、町民公益活動の自治運営に果たす役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重し、町民等及び町民公益活動団体と協働して自治運営を行うよう努めなければならない。

（町民公益活動の定義）

第25条 前条に規定する「町民公益活動」とは、町民等の自主的かつ自立的に行われる、非営利で、公共の利益に寄与する活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（町民公益活動の支援）

第26条 町は、町民公益活動団体に対し、その活動を促進するため、必要に応じて予算の範囲内で、財政的支援を行うことができる。

- 2 町は、前項に定めるもののほか、町民公益活動の促進のために必要な環境の整備に努めるものとする。
- 3 町は、町民公益活動に対する支援の公平性及び透明性を確保するため、支援の手続に関する書類等を公開しなければならない。

問い合わせ先

総務部企画政策課企画政策班

電話 285-2111

FAX 286-5021

メール [seisaku@town.aikawa.kanagawa.jp](mailto:seisaku@town.aikawa.kanagawa.jp)



愛 川 町